

日本語



# なくそう！ 望まない受動喫煙。

改正された健康増進法が、2020年4月より全面施行されます。

## お問合せ先

### 県保健福祉事務所・県保健予防課

名称	所在地	電話番号 FAX番号	管轄区域
渋川保健福祉事務所	渋川市金井394	0279-22-4166 0279-24-3542	渋川市、北群馬郡
伊勢崎保健福祉事務所	伊勢崎市下植木町499	0270-25-5066 0270-24-8842	伊勢崎市、佐波郡
安中保健福祉事務所	安中市高別当336-8	027-381-0345 027-382-6366	安中市
藤岡保健福祉事務所	藤岡市下戸塚2-5	0274-22-1420 0274-22-3149	藤岡市、多野郡
富岡保健福祉事務所	富岡市田島343-1	0274-62-1541 0274-64-2397	富岡市、甘楽郡
吾妻保健福祉事務所	吾妻郡中之条町 西中之条183-1	0279-75-3303 0279-75-6091	吾妻郡
利根沼田保健福祉事務所	沼田市薄根町4412	0278-23-2185 0278-22-4479	沼田市、利根郡
太田保健福祉事務所	太田市西本町41-34	0276-31-8241 0276-31-8349	太田市
桐生保健福祉事務所	桐生市相生町2-351	0277-53-4131 0277-52-1572	桐生市、みどり市
館林保健福祉事務所	館林市大街道1-2-25	0276-72-3230 0276-72-4628	館林市、邑楽郡
保健予防課	前橋市大手町1-1-1	027-226-2604 027-223-7950	-

### 中核市保健所

名称	所在地	電話番号 FAX番号	管轄区域
前橋市保健所	前橋市朝日町3-36-17	027-220-5784 027-223-8849	前橋市
高崎市保健所	高崎市高松町5-28	027-381-6114 027-381-6125	高崎市



オフィス・事務所  
原則屋内禁煙！



病院・学校  
敷地内禁煙！



飲食店  
原則屋内禁煙！



群馬県

群馬県のマスコット  
ぐんまちゃん

# 受動喫煙を防止するための新しいルールがつけられました。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年に健康増進法が一部改正され、受動喫煙を防止するため、2020年4月から、多くの人々が利用するすべての施設において、原則屋内禁煙となります。

## ● 改正健康増進法の基本的な考え方

- 第1 望まない受動喫煙をなくす
- 第2 受動喫煙による健康影響の大きい子どもや患者に対して特に配慮
- 第3 施設の種類や場所にあわせた喫煙対策が必要

## ● 改正健康増進法のポイント

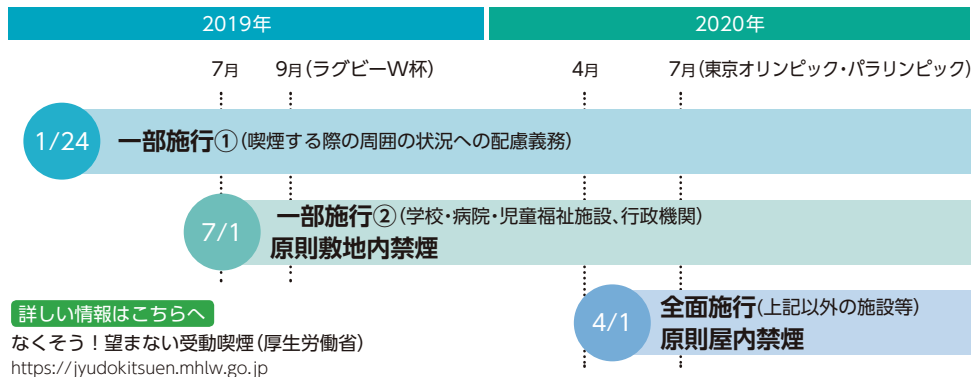
### ●すべての人

- ・喫煙禁止場所での喫煙の禁止
- ・紛らわしい標識の掲示や標識の汚損等の禁止

### ●施設：施設の種類に応じた対策を行う

- ・多くの施設において、屋内が原則禁煙
- ・屋内での喫煙には、基準を満たした喫煙専用室等の設置が必要
- ・20歳未満の方は、従業員も含めて喫煙エリアへ立入禁止
- ・施設に喫煙室がある場合、標識の掲示が義務付け
- ・禁煙エリアに灰皿などの喫煙器具や設備等を設置することの禁止
- ・従業員に対する受動喫煙対策を講ずることが必要

## ● 改正健康増進法の施行スケジュール



お問合せ先

- ・県保健福祉事務所、県保健予防課
- ・前橋市保健所(前橋市に住所のある事業者・施設等の方)
- ・高崎市保健所(高崎市に住所のある事業者・施設等の方)

## ● 施設の種類とルール

### ●学校、児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎など(第一種施設)

- ・2019年7月1日から「敷地内禁煙」
- ・ただし、施設管理者が喫煙を認める場合は、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる

### ●飲食店、オフィス、事業所、工場、ホテル、旅館、鉄道・船舶、その他すべての施設(第二種施設)

- ・2020年4月1日から、「原則屋内禁煙」
- ・ただし、施設管理者が喫煙を認める場合は、たばこの煙の流出防止のための基準に合った喫煙専用室・加熱式たばこ専用喫煙室の設置が可能

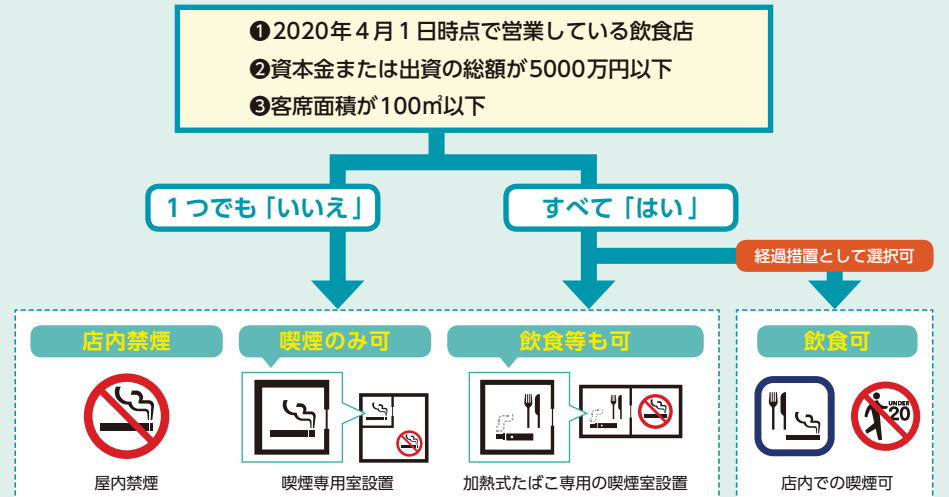
#### <喫煙専用室等における技術的基準>

- ①喫煙室の出入口において、室外から室内への空気の気流が風速が0.2m毎秒以上
- ②壁、天井等によって区画されている
- ③たばこの煙が屋外に排気されている



## 飲食店についての経過措置

次の条件にあてはまる飲食店は、経過措置として、店内で喫煙できます。



改正法の施行後に施設内での喫煙を可能にするには、喫煙室の設置だけでなく、標識の掲示や保健所への届出等、その運用に関しても様々なルールがあります。

### ●バス、タクシー、航空機など

- ・2020年4月1日から、内部が禁煙

### ●屋外や家庭など(2019年1月24日施行)

- ・喫煙を行う場合は、できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙するよう配慮
- ・子どもや病気の人がいる場所では、喫煙しないよう配慮